

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年8月30日

高浜市長 吉岡初浩

記

1 入札に付する事項

- (1) 公表番号 24高財入第51号
(2) 工事名 高浜市同報無線設備工事
(3) 路線等の名称
(4) 工事場所 高浜市内
(5) 工期 契約日の翌日から
平成25年3月15日まで
(6) 工事概要 同報無線設備工事 1式

①同報系

- a. 親局設備（高浜市役所）
b. 補助局設備（いきいき広場）
c. 拡声子局設備（市内24箇所、うちモーターサイレン10箇所）

②移動系

- a. 可搬局設備
b. 携帯局設備

※この工事は建設リサイクル法対象工事です。

(7) 入札の執行方法等

- ア 入札は、高浜市契約規則（昭和51年高浜市規則第1号。以下「契約規則」という。）及び高浜市公共工事関係入札者に関する要綱（平成9年5月20日施行。以下「入札者に関する要綱」という。）に定めるところにより行う。
- イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札の回数は、1回とする。
- エ 本件の入札方式は電子入札（あいち電子調達共同システム（CALLS/EC（以下「電子入札システム」という。））により執行する。

オ 本件については内訳書の添付を求める。

(8) その他

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）

金 94,343,000 円

低入札調査基準価格の有無

有

失格判断基準価格の有無

有

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、本市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格審査を受けている者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成18年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 平成24・25年度高浜市競争入札参加有資格者名簿（工事）の電気通信工事業に登録されており、電気通信工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評点が800点以上であり、かつ、愛知県内に本店又は支店を有すること。
- (4) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を当該対象工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に従い適切に施工現場に配置できること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年第87号）第107条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (8) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 1億円以上の同報無線工事（MCA方式）の施工実績があること。

3 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争参加資格確認申請書（電子申請上の書式に一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認申請書等」という。）を添付）を電子により申請し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、期限までに資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 資格確認申請書等の提出期間

平成24年8月30日（木）午後1時から平成24年9月6日（木）午後4時30分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 一般競争入札参加資格の確認は、資格確認申請書等の提出期限の日をもって行い、その結果は、平成24年9月11日（火）までに通知する。

- (3) 一般競争入札参加資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（実印の押印あるものの写し）

イ 建設業許可証明書（写し）

ウ 営業所の営業業種一覧表（写し）

エ 配置予定の主任技術者等の資格者証（写し）

オ 経営事項審査結果通知書（平成23年2月以降で最新のもの）（写し）

カ 1億円以上の同種工事（MCA方式）の実績が確認できる契約書等（写し）

4 契約条項等を示す場所

- (1) 設計図書等の閲覧

ア 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、閲覧場所において閲覧に供する。

イ 閲覧場所

高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所総務部財務グループ（3階）

電話 0566-52-1111（代） 内線322

ウ 閲覧期間

平成24年8月30日（木）から平成24年9月6日（木）までの午前9時から午後4時30分までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

- (2) 設計図書等に対する質問及び回答

入札参加資格の確認を受けた者で設計図書等について質問があるときは、電子システムにより質問をすることができる。なお、質問に対する回答は、電子システムで行う。

ア 質問書の提出期限 平成24年9月6日(木)午後4時30分まで

イ 回答日時 平成24年9月11日(火)

ウ 質問書の提出先 上記(1)イに同じ。

及び回答場所

5 入札書の受付期間、開札日時及び場所

(1) 受付期間(電子)

平成24年9月24日(月)午前8時30分～

平成24年9月25日(火)午後4時30分

(2) 開札日時

平成24年9月26日(水)午前9時30分

(3) 場所

高浜市役所4階 第5会議室

6 その他

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、契約規則及び入札者に関する要綱の定めるところにより、入札日の前日までに入札保証金を納付し、又は入札保証金の納付に変わる担保を提供しなければならない。ただし、契約規則及び入札者に関する要綱の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

イ 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときは、当該落札者の入札保証金は還付しない。

ウ 落札者の入札保証金は、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(2) 入札の無効

入札参加者の資格を有しない者がした入札その他契約規則第12条及び入札参加者に関する要綱第14条に該当する入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定

低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、希望価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、希望価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

また、失格判断基準価格を設定した場合は、失格判断基準価格を下回る入札価格は失格とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約保証金

必要

なお、契約保証金の納付に代わる次のいずれかの措置を講じた場合は不要。

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供

イ 履行保証保険契約の締結

ウ 工事履行保証契約の締結(履行ボンド)

(6) 暴力団排除に関する事項として次のとおり扱う。

ア 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

イ 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 市外業者(高浜市に本店を有する者以外の者)が受注した場合の注意事項

ア 本工事を受注した場合において、本工事の一部を下請発注するときは、できる限り市内業者を活用するよう努めるものとする。

イ 本工事を受注した場合において、施工に必要な工事資材、建設機械等を購入又は借入れするときは、できる限り市内業者を活用するよう努めるものとする。

(8) 個人情報取扱特記事項の遵守

落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(9) その他

入札に参加する者は、入札者に関する要綱、入札説明書等を熟読し、入札者の心得を遵守すること。

下請けを行う場合の市内業者の優先選定等に係る特記仕様書

(下請けを行う場合の市内業者の優先選定)

第1条 請負者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、高浜市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）の中から優先して選定するよう努めるものとする。

2 請負者は、前項の場合において、市外企業と下請契約を締結する場合は、市外企業を下請人として選定した理由を付した文書を高浜市に提出するものとする。

(市内建設資材等の優先使用)

第2条 請負者は、建設資材を調達するにあたり、高浜市産品を活用するよう努めるものとする。

2 請負者は、建設資材、機械を調達するにあたり、市内業者から調達するよう努めるものとする。

平成 年 月 日

(あて先) 高 浜 市 長

所在地

名 称

(代表者)

印

市外企業選定理由書

高浜市発注の下記工事において、下請事業者として市外企業を選定した理由は、下記のとおりです。

記

1 工事名

2 理 由

「下請けを行う場合の市内業者の優先選定等に係る特記仕様書」について

- 1 特記仕様書で定める「下請けを行う場合の市内業者の優先選定等」の規定の趣旨は、高浜市が請負者の自由な協力を要請するものであり、請負者が高浜市の要請に応じなかった場合に、請負者に対して、不利益を課すものではありません。
- 2 特記仕様書で定める下請けを行う場合の市内業者の優先選定の規定における市外企業と下請契約を締結する場合の理由書提出の規定の趣旨は、高浜市の調査を目的としていることから、高浜市が請負者に対して、理由書に記載された内容について説明を要求し、又は理由書に記載された内容に基づいて不利益を課すものではありません。
- 3 特記仕様書で定める市内建設資材等の優先使用の規定の趣旨は、高浜市が請負者の自由な協力を要請するものであり、請負者が高浜市の要請に応じなかった場合に、請負者に対して、不利益を課すものではありません。

この説明文書は、市外業者が下請けを行う場合に、高浜市内に本店を有する企業の優先選定等の要請について、その趣旨を明らかにするため、交付するものです。